

平成30年度 「第1回山梨県男女共同参画審議会」議事録

1 日 時：平成30年5月30日（水）午後3時30分～

2 審議会出席委員

（審議会委員）

飯室元邦委員・牛奥久代委員・遠藤早苗委員・賀川一枝委員・斉藤節子委員
坂本玲子委員・芝垣玲子委員・清水昭二委員・鈴木保委員・西久保浩二委員
堀内寿人委員・松本恵子委員 12名出席

（事務局等）

三井県民生活部次長・小田切県民生活・男女共同参画課長
五味県民生活・男女参画課総括課長補佐・伊藤男女共同参画担当課長補佐・西川副主幹
木内主任・比嘉主事

（進 行）

五味県民生活・男女参画課総括課長補佐

3 会議次第

1 開会

2 委嘱状の交付

3 県民生活部次長挨拶

4 会長の選任

5 会長挨拶

6 議事

（1）会長の職務代理の選出について

（2）部会の設置及び部会委員の選出について

（3）第3次山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画に
おける平成29年度施策の実施状況について

（4）第4次山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画の
策定について

（5）その他

4 概 要

事務局から

本日の会議は、委員数15名中12名が出席しており、委員の2分の1以上の出席
となっていることから、山梨県男女共同参画推進条例第22条第10項の規定により、
会議を開催する。

会長の選任

飯室元邦委員を会長に選任。

議事（条例第22条第9項により、会長が議長）

（1）会長の職務代理の選出について	
議長	山梨県男女共同参画推進条例第22条第8項に「会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、職務を代理する。」と規定されているため、会長の職務代理として牛奥委員を指名する。牛奥委員、了承いただけるか。
委員	了解した。
（2）部会の設置及び部会委員の選出について	
議長	山梨県男女共同参画推進条例第23条第1項の規定に、部会を設置することができることとなっている。条例第15条第3項により、男女共同参画推進に関する施策等について、県民又は事業者からの苦情があった場合の適切な処理のために調査審議の一部を行うためのもの。今期も設置することで良いか。
委員	異議なし。
議長	部会委員について、いかがするか。なければ、事務局に案があるか。
事務局	第8期に引き続き、学識経験者及び地域活動の分野から、山梨県弁護士会の堀内委員、山梨大学教授の西久保委員、笛吹市男女共同参画推進委員である芝垣委員の3名にお願いしたい。
議長	事務局の提案についていかがか。
委員	異議なし。
議長	それでは、事務局案のとおり3名を選出する
（3）第3次山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画における平成29年度施策の実施状況について	
議長	「第3次山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画における平成29年度施策の実施状況について事務局から説明願う。
事務局	<事務局説明>
議長	質問・意見等はあるか。
委員	平成22年度～27年度に具体的にどのような活動をしたか。
事務局	パンフレットの配布、研修会、講演会の開催など毎年行っており、周知してきている。
委員	（P4資料3、DV防止計画における数値目標について） 女性への暴力、夫婦間の暴力、配偶者からの暴力と表記されているが何か定義があるか。
事務局	DVに関しては配偶者からの暴力だが、法改正で「生活の本拠を共にする交際相手」となった。ただ、あらゆる女性に対する暴力のなかに配偶者からの暴力もある。
委員	女性への暴力だけか。
事務局	DVは女性に対してだけではなく男性に対してもある。

委員	(P2の強化項目2について)
推進センター	男性専用相談窓口はDVをされている人の相談か、した人の相談か。DVに特化した窓口ではなく、男性の総合相談。身の回りのことからDVをした、されたどちらも含めて相談を受けている。実際にはDVの相談は少ない。
委員	資料3-1の新規事業の中に、被害者が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう、拒まない住宅の登録を促進するとあるが、情報提供だけか。また、実際にどの程度入居できたなど把握しているか。申込に対して拒まれたことがないかなど後追い調査はしているか。
事務局	当課では把握していない。建築住宅課でもどこまで把握しているか確認する。
委員	ぴゅあなどが相談を受けたときに話ができるように把握した方が良いのではないか。特に「拒まない」と言っているが本当に拒まないのか検証した方が良くと思う。
事務局	分かりました。

(4) 第4次山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画の策定について

議長	第4次山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画の策定について事務局から説明願う。
事務局	<事務局説明>
議長	質問・意見等あるか。
委員	外国人・障害者・高齢者などに広く対応していくと思うが、相談件数の中に高齢夫婦の虐待などがあるか。また、高齢者が増加する中で連携機関などに地域包括支援センターなどをいれていくようにしたらどうか。
事務局	女性相談所のH29年度の資料にあるように、30歳代、40歳代の方が一番多いが60歳代70歳代の方もいる。60歳代が9.8%、70歳代が1.3%。 警察から一時保護の相談があった際、高齢の為に市町村の地域包括支援センターに紹介した事例があった。連携を大事にしていく。
委員	夫婦で暮らしていて主人が軽度の認知症になった方がいた。相談する場所がなく、なるべく家にいるようにさせたら、互いにストレスが貯まって主人が暴力を振るい、警察に相談した事があった。地域で支え合う話合いをしているが、皆がそういう事に気づいたり、奥様に対して地域で支援は出来なかったかと考える。包括支援センターと関連して地域支援という意味で何か繋がっていくと良いと思う。
事務局	関係機関のネットワークの充実は現在、考えているところで地域の中での見守りや支え合いを入れていければ良いと思う。

(5) その他

議長	本日の審議事項以外でも何か意見はあるか。
委員	県内にはたくさん大学があるが、大学生で実際に被害にあった学生さんなどが、親元を離れて心細い思いをしている。私も相談を受けたことがあるが、その時に誰に相談して良いかわからない。パンフレットを配付しても「誰にも相談できなかった」のパーセンテージが下がらないのであれば学生向けに啓発パンフレットを置くとか、説明するチャンスを得くなど重点的に行ったらどうか。若い方がこれから家庭をもった時に学生時代にこういう場所があることを知ってもらうことが大事だと思うのでぜひ、学生向けに啓発活動をやっていただけたらと思う。
事務局	貴重なご意見ありがとうございます
委員	私が聞いた事例では、小さな赤ちゃんがいる子育て中のお母さんは、夫から随時メールやラインがくる。「今何してる?」「赤ちゃんどう?」などと聞いてくるが、その事に対してお母さんは愛情だと思っている。周りの子育て支援者や保育士は若干、連絡が多すぎると感じている。その時に、お母さんに直接言うのではなくて、保育士や子育て支援者が相談できる窓口としてぴゅあ総合を利用してよいか? 子育て支援者は専門的な方ではなく、地域の人が多いのでそういう人がぴゅあに相談してよいか? また、先程、大学生の例があったが、私の活動している蕪崎市の青少年育成プラザには中学生、高校生がくる。昨年、高校生がデートDVについて、みんなで話が見たいと思ったが、校内で話をすると当事者(彼だったり彼女だったり)がいて、話がしにくく、実際にどんなケースがあり、何に困っているかの話ができないという事例があった。学校の教育と合わせて地域のネットワーク、活動のあり方を取り入れていただけたらと思う。
推進センター	ぴゅあは二枚看板をもっている。女性総合相談と、配偶者暴力相談支援センター。一般的な相談も受けている。とりあえず何かあったら心配なので相談して頂きたい。また、場所を提供をしている中に「かるがも」という子育て相談の専門家がいるので、そことも連携していく。何かあったら気軽に相談して頂きたい。
議長	意見ありがとうございました。このようなご意見を集約いただきまして第4次の計画につなげていければ良いと思います。
議長 事務局	最後に何かあるか。 一点だけお話しさせて頂きたい。お手元に男女共同参画推進センターのパンフレットがあるが、男女共同参画実現の為に学習の機会と交流の場を提供している施設になる。ぴゅあ総合が甲府、ぴゅあ峡南が南部、ぴゅあ富士が都留にある。平成28年度に県が委託した外部評価アドバイザーの評価で、ぴゅあ峡南について、

	<p>稼働率が高くないのではないか、地域の拠点として役割を果たしてないのではないかと言う指摘があり、廃止または譲渡を考えた方がよいとの意見を頂いた。県でも、平成 29 年に公共施設のあり方検討を行っているが、長く使う施設にするか、期限を区切って使う施設にするか、そのあり方を検討している中で、この審議会においてもご意見を伺いたいと考えているので、ご協力をお願いしたいと思う。</p>
議長 事務局	<p>スケジュール等あるか？</p> <p>第二回を 10 月に考えている。計画の素案として、具体的なものを示してご教示をいただきたいと思っている。資料も事前に送付したいと思う。ご協力をお願いしたい。</p>
議長	<p>以上をもって、本日の議事をすべて終了する。</p>